

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇規則 鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正

## 規 則

別表口中

- 一 福祉年金の裁定  
(国民年金法第八十三条第一項、同法施行令第一条)
- 二 母子福祉年金額の改定  
(福祉年金支給規則第三十一条)
- 三 福祉年金の支給停止及び失権通知  
(福祉年金支給規則第三十二条)
- 四 未支給福祉年金の支給  
(福祉年金支給規則第三十七条)

国 民 年 金 課

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和三十五年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十八号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程(昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

<p>一 国民年金任意加入被保険者資格取得及び喪失の申請又は申出の承認又は受理 (国民年金法第七十五条、法附則第七条)</p> <p>2 1 資格取得申請の承認 資格取得申請の却下 資格取得申出の却下 資格喪失申出の却下 資格喪失申出の受理 資格喪失申出の却下</p> <p>二 国民年金被保険者任意脱退申請の承認 (法第十条)</p> <p>2 1 任意脱退申請の承認 任意脱退申請の却下</p> <p>三 国民年金保険料免除申請の承認 (法第九十条)</p> <p>2 1 保険料免除申請の承認 保険料免除申請の却下</p> <p>四 国民年金保険料前納申込の承認 (法第九十二条)</p> <p>2 1 保険料前納申込の承認 保険料前納申込の却下</p> <p>五 国民年金保険料追納申込の承認 (法第九十四条)</p> <p>2 1 保険料追納申込の承認 保険料追納申込の却下</p>	

<p>六 国民年金手帳の作成及び交付 (法第十三条)</p> <p>七 国民年金印紙の検認 (法第九十二条)</p> <p>八 福祉年金の裁定 (法第八十三条第一項、同法施行令第一条)</p> <p>九 母子福祉年金額の改定 (福祉年金支給規則第三十一条)</p> <p>十 福祉年金の支給停止及び失権通知 (福祉年金支給規則第三十二条)</p> <p>十一 未支給福祉年金の支給 (福祉年金支給規則第三十七条)</p>	

に改める。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。